

# 令和4年度 霧島市奨学生募集要項

## 1 応募資格

- (1) 霧島市内に居住する者の子であること（令和4年4月1日現在）
- (2) 高校等<sup>1</sup>、大学等<sup>2</sup>、大学院に在学・進学（令和4年4月入学予定者を含む。）している者
- (3) 人物が優秀で、学習意欲（芸術・スポーツを含む。）が旺盛でありながら、修学困難と認められる者
- (4) 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額（（公財）鹿児島県育英財団の基準を準用）以下の者  
※（独）日本学生支援機構、（公財）鹿児島県育英財団または、その他の機関の奨学金と併せて応募することは可能ですが、本市奨学生に採用され奨学資金を受ける場合は、原則、その奨学金との併用はできません。  
ただし、（独）日本学生支援機構の給付型奨学金については、一部の額を併用できる場合がありますので、受ける予定の方は申込前にご相談ください。  
※（公財）鹿児島県育英財団の実施する大学等入学時奨学金は、併給と見なさないため、併用は可能です。

## 2 貸与月額

「(別紙1) 霧島市奨学資金貸与額及び返還について」のとおり

- ※ 修学期間中に下記の事案が発生した場合は、教育委員会へ必ず届け出てください。
- ① 自宅外通学から自宅通学へ変更となる場合は、貸与月額の変更となる場合がありますので、変更となる前の月内に届け出てください。
  - ② 他の奨学金及び授業料免除を受けることとなった場合は、貸与の休止、又は貸与月額の減額となりますので、申請をされる場合は届け出てください。

## 3 貸与期間

- (1) 貸与期間は、決定した貸与開始月から、貸与を受けている者が学校を卒業するまでの正規の修業期間です。
- (2) 奨学生に退学・辞退等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から貸与を停止します。

## 4 募集期間

令和3年10月12日(火)から令和3年12月10日(金)まで（※郵送可・必着）

## 5 選考の方法

書類審査（世帯の所得、世帯の市税・奨学資金・学校給食費・市営住宅使用料等の滞納の有無など）の上、予算の範囲内において、奨学生選考委員会で選考します。

## 6 選考の結果

令和4年1月下旬までに通知します。

- 
- 1 高校等とは、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、修業年限3年以上の専修学校の高等課程を指します。
  - 2 大学等とは、学校教育法に規定する高等学校等の専攻科、専修学校の専門課程、短期大学または大学並びに一部の短期大学校・大学校を指します。（不明の場合は、事前に問い合わせ先までご確認ください。）

## 7 提出書類

	番号	書類の種類	備考	交付場所	
提出 必須 書類	①	奨学資金貸与願書（第1号様式）	用紙が添付されていますので、ご記入ください 本人押印欄以外は実印を押印		
	②	奨学生推薦調書（第2号様式）	用紙が添付されていますので、現在在学している学校へ作成依頼してください	学 校	
		中学校に在学	第2号様式への作成を学校へ依頼		
		高校等に在学	学校の「調査書」を提出すれば、奨学生推薦調書は不要		
		③	令和3年度所得課税証明書 （世帯全員分）	世帯全員が記載されているもの（子ども含む） ※別居の家族も生計が同一の場合提出が必要	市役所等
		④	印鑑登録証明書	連帯保証人（保護者）及び連帯保証人（保護者以外） また、本人が未成年の場合は親権者等分も必要	市役所等
		⑤	住民票謄本（世帯全員分）	本籍地記載がありマイナンバーの記載がないもの ※別居の家族も生計が同一の場合提出が必要	市役所等
	⑥	戸籍謄本（貸与者本人の戸籍全部事項証明）	本人が未成年の場合のみ必要	市役所等	
該 当 者	⑦	合格通知書の写し（在學生は在学証明書）	提出期限時点で進学先が決まっていない場合、進学先決定後、速やかに提出してください	学 校	
	⑧	アパート等の契約書	自宅外通学の場合のみ 住居の契約後、速やかに提出してください		
	所得 判定 の 特別 控除 希望 者	⑨	障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し	障害のある人がいる世帯 高校等の借入れ…1～3級が対象 大学等・大学院の借入れ…1～2級が対象	
⑩		医師等の診断書（原本）及び当該者の申請時から過去1年分の領収書（写し）	長期療養者のいる世帯		
⑪		り災証明書（写し）及び被害額を証明する書類	震災、風水害、その他の災害または盗難等の被害を受けた世帯		

※ ③～⑥は、市役所（本庁舎、隼人市民サービスセンター）または各総合支所窓口で交付を受けてください。

※ ⑨～⑪に該当がある場合は、所得判定を行う際に世帯の所得から一定の額が特別に控除されます。

## 8 奨学資金貸与願書における極度額について

「奨学資金貸与願書」裏面の連帯保証人署名欄の上に、「極度額」というものが記載されています。この極度額とは、奨学資金の借入れが個人根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約）に属するため、契約時に定めを要する借入れの利用上限に当たります。

貸与願書提出時には貸与総額が確定していないため、印字されている極度額は、想定される最大貸与額となっており、高校・高専、及び大学等の貸与月額（別紙1参照）の最大額に、在学期間（高校3年、高専5年、大学等4年としています。）を乗じて設定しています。

なお、実際の貸与総額は、卒業後に提出する借用証書に記載されることとなります。

## 9 奨学資金の交付

奨学資金は奨学生または奨学生の委任により保護者に交付します。

※ 奨学生は、貸与を受けている間、毎年、学年末（2月初めから3月初めまで）に在学証明書を提出する必要があります。

## 10 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は貸与制（無利子）で、貸与終了後に借用証書及びその他関係書類を提出する必要があります。
- (2) 返還の開始時期は卒業の翌月から起算して1年後からです。
- (3) 返還期間は「(別紙1) 霧島市奨学資金貸与額及び返還について」のとおりです。
- (4) 返還の方法は、基本的に口座振替（納付書払いは要相談）による納入になり、年賦は毎年12月末日、半年賦は毎年前期を6月末日、後期を12月末日、月賦は毎月末日までが納期となっています。
- (5) 申し出により、その全額または一部を繰り上げて返還することができます。

## 11 「霧島ふるさと愛」若者応援事業

高等専門学校、大学等または大学院の市奨学資金の貸与を受けた方の返還支援制度です。詳細は、別紙2でご確認ください。

### 【提出先及び問い合わせ先】

- 〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1  
霧島市教育委員会 教育総務課 教育政策グループ（本庁別館3階）0995-45-5111（内線3622）
- 各総合支所：（溝辺・横川・牧園・霧島・福山） 地域振興課 地域振興・教育グループ